

第 2 1 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、平成 3 1 年 3 月 5 日（火）午後 1 時 3 0 分より、第 2 1 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

記

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について

第 2 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

（出席委員）

1 番 久世谷 幸治	2 番 多田 岳史	4 番 中林 和夫	5 番 古川 嘉嗣
6 番 井内 英樹	7 番 多羅尾 英樹	8 番 中西 秀友	9 番 辻 四一郎
1 0 番 吉田 利一	1 1 番 高田 悦和	1 2 番 小島 佳剛	1 3 番 水主 哲寛
1 4 番 山本 晃一郎			

（欠席委員）

3 番 徳田 明子

（農地利用最適化推進委員）

村田 昇造 江口 淳司 水谷 修 北村 嘉朗

（事務局）

西岡 局長 西村 次長 清水（囑託） 村田（囑託） 岸本（囑託）

(午後 1 時 3 0 分 開会)

局 長

定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。
本日は徳田委員から欠席の届がなされております。
本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員 1 3 名、欠席委員 1 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。
また、北浦推進委員より欠席の連絡を受けております。
それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、ただ今から、第 2 1 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の議事録署名委員は、多田委員、古川委員のお二人にお願いいたします。
現地調査委員につきましては、中林委員、古川委員です。
ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。

それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。

なお、本議案の番号 5 につきましては、関係者がおられますことから、本議案の番号 1 から 4 までと、番号 5 に分けて審議頂きます。

それでは、本議案の番号 1 から 4 までを、事務局より説明願います。

局 長

それでは、お手元の資料に基づきまして、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」番号 1 から 4 まで一括して、4 件のご説明を申し上げます。

【第 1 号議案、 1 番から 4 番を別添議案書をもとに朗読】

番号 1 の譲渡人は、高齢により耕作困難なため譲渡したいとのことです。番号 2 の譲渡人は、昨年 9 月に亡父より当該農地を相続したものの、遠方で耕作困難なため譲渡したいとのことです。番号 1 及び番号 2 の譲受人は、同一者であり営農規模拡大を図るため取得されます。

番号 3 の譲渡人は、高齢により耕作困難なため譲渡したいとのことです。譲受人は、営農規模拡大を図るため取得されます。

番号 4 の譲渡人は、高齢で離農するため譲渡したいとのことです。譲受人は、営農規模拡大を図るとともに、市街化区域内農地を売却したことに伴う代替地として取得されます。

	<p>以上4件につきましては、譲受人の世帯が所有する農地は全て適正に管理し、農機具・機材等も所有されており、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして、中林委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
中林委員	<p>報告します。去る2月25日、事務局の案内で古川委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の安田町 及び の利用状況ですが、一枚の田として利用されており、水稻の刈り取り跡がありました。安田町 の利用状況につきましては、田として耕起されていまして。安田町 の利用状況につきましても、田として耕起されていまして。安田町 の利用状況につきましては、22㎡と狭小地ですが、田として耕起されていまして。安田町 の利用状況につきましては、現況は田で、水稻の刈り取り跡がありました。</p> <p>番号2の小倉町 及び の利用状況ですが、一枚の畑として利用されておりました。貸農園のような形で営農されていた所ですが、荷物が退けられており、野菜が少し残っている状態でした。譲受人の手に渡った後は適正に田として利用されると思います。</p> <p>番号3の小倉町 の利用状況ですが、現況は田で、水稻の刈り取り跡がありました。</p> <p>番号4の槇島町 及び の利用状況ですが、一枚の田として利用されており、耕起されていまして。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第1号議案の番号1から4につきましては、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
山本会長職務代理者	<p>番号1及び2の譲受人は、巨椋池干拓田地域内の田を中心にかなりの農地を取得されています。世帯の状況を見ると3人で従事されているとのことですが、今回の申請地を合わせると経営面積は5haを超えてきますよね。当然管理をしてきちんと作付して頂けるなら構いませんが、在住も京都市ですし、十分に作業の手が回るのか危惧しております。</p> <p>入作だから如何かと言う訳ではありませんが、適正な農地管理をして頂けるならそれに越したことはありません。百姓の数は減っていくので、誰かに集約していかなければならないことは理解しています。ただ、上手く行くかどうかという</p>

<p>局長</p>	<p>懸念はありますので、現状事務局が把握している譲受人の状況について、教えて頂けたらと思います。</p> <p>前回、委員さん方からのご意見として経営面積についての懸念や法人化されてはどうかというお話については、許可書の受け取りのため、2月14日に株式会社 の事務をされている方と代理人の二人で事務局へお越しになった際に、農業委員会で出されたご意見をお伝えするとともに状況についてお伺いしました。法人化については現在手続き中で、様々な面で準備段階に入っておられまして、会社自体も京都市では少々遠いということで久御山町に移転を考えられているとのことです。農機具等もレンタルリース業者の倉庫を丸ごとお借りする形で調達していらっしゃると言うお話も聞かせて頂きました。</p> <p>実際の経営の方法についてですが、現在の農業経営は議案書に記載の通り家族経営ということで、本人と息子さん夫婦が主体であります。一部の作業を株式会社 の従業員に手伝って頂いているということでした。従業員は現在4人いらっしゃいまして、農業経験が浅いので日々勉強中で、経験を有する方を講師として招き、練習しながらという形で作業されています。経営は現状、あくまで家族3人で行っているとのことです。今後については、農地所有適格法人の要件を具備していく中で、所有権の取得や利用権設定により、法人としての農業経営にも取り組みたいとのことでした。</p> <p>農産物の生産のみでなく販路拡大等も視野に入れていて、現在下調べをされているところです。その辺りのお話と、経営や税制面については京都府農業会議とも密に相談をしながら、法人化に向けて話して頂きたいとお伝えしました。できる限り早く進めていきたいとのご回答を頂いております。以前は別の業種の会社でしたが、前回お話ししましたように平成30年6月12日に変更し同月14日に登記がなされておりまして、現在は農作物の生産や加工販売等農業関係一本でやっていくと整理されておりまして、今まさしく、準備段階ということになります。</p>
<p>議長</p>	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」の番号1から4までは、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>引き続きまして、本議案の番号5の審議に入りますが、 推進委員は関係者</p>

	<p>になりますので、ここで一旦退室頂きます。</p> <p style="text-align: center;">= 推進委員、退室 =</p>
議長	<p>それでは、本議案の番号5について、事務局より説明願います。</p>
局長	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」番号5の1件をご説明を申し上げます。</p> <p>【第1号議案、5番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>本件は、農地所有適格法人以外の法人が、一定の条件下、すなわち解除条件付きで農地法第3条第3項に基づく農地の借り入れの許可を受けられるものです。貸人は、営農規模を縮小したいとのことです。借受法人は、営農規模拡大を図るため当該農地を借り受けたいとのことです。営農計画書によりますと、当該地に黒豆、鷹の爪、そば及び小麦を作付される予定です。</p> <p>本件につきましては、借受法人が所有する農地は全て適正に管理し、農機具・機材等も所有されており、農地法第3条第2項の不許可の条文に該当しないことを確認しておりますとともに、同条第3項各号、1号は貸借契約に解除条件が付されていること、2号は地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと、いわゆる地域調和が見込まれること、3号は業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事すること、これらの許可要件を満たしております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして、古川委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
古川委員	<p>報告します。去る2月25日、事務局の案内で中林委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号5の東笠取 の利用状況ですが、少々草が生えており、不作付地の状態でした。東笠取 の利用状況につきましては、一部畑として、根菜等が作付されていました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第1号議案の番号5につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>

中西委員	当該地には法面が多いようですが、そちらも含めてきちんと管理して頂きたいです。畑に被害が及ばないように防除対策が必要だと思います。
局長	2筆全体について、農地として有効なところは活用され、法面は作付できなくてもきちんと除草等管理をして頂くということで、委員さんからのご意見については借受法人にお伝えします。
山本会長職務代理者	当該地の北西の辺りも申請が出ていたように思いますが、どうでしたか。
局長	仰っている北西方向の土地については、本件の借受法人の塾生用駐車場として、昨年5条許可申請があり、既に許可がなされているところがございます。現在は冬枯れの時期で塾生の方がいらっしゃる季節ではないので、少しそのまま置かれているとのこと。ただ、この土地についても現地調査委員さんからご意見を頂きまして、きちんと駐車場として草刈り等を行い整備するよう、譲受法人にお話はさせて頂いております。
山本会長職務代理者	中西委員さんが現地を確認されて、そのまま整備せずに車が進入できるのかと仰っていた記憶があります。
中西委員	整地してというより、現状そのまま駐車するというような言い方をされていましたが、現地を確認した限りはそのままでは絶対に進入できないと思えました。四駆でもなかなか上がらないような状態に見えました。
局長	中西委員が仰られたご意見への対応としては、小型ユンボを使用し、スロープ状に整備して車が進入できるようにするとのこと、転用事実の証明をお出しする際に現地を確認した上で証明発行に至っております。今は草が蔓延ってるため、見た感じでは分からない状態なのだと思います。 既に農地ではないのでこちらはあまり強く言えませんが、草の状況についてもご指摘頂いた点をお伝えしお願いしたところ、了解しましたとご返答は頂いております。
中林委員	当該地は何年借りられるんでしょうか。
局長	賃借権の設定でございまして、5年間で申請されています。
議長	他にご意見等はございませんか。

	<p>異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」の番号5は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p style="text-align: center;">= 推進委員、入室 =</p>
議長	<p>引き続きまして、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局長	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」一括して2件のご説明を申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">【第2号議案、1番から2番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1及び番号2につきましては、機構集積でない利用権設定に関するものでございます。何れも利用権を設定する者は、 氏であります。これら2件は、12月5日の農業委員会において、平成30年12月28日より平成31年3月31日までの間、承認を得て新規で利用権設定されていたものです。今回は賃貸借による利用権設定の更新と新規分であり、終期は来年の3月31日までの1年間の設定でございます。番号1の借人は、 氏であります。番号2の借人は、 氏であり、今回は前回共同利用者の 氏の利用はなく、単独で借受けられます。両者とも水稻及び野菜を栽培される予定です。</p> <p>以上2件につきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして、古川委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
古川委員	<p>報告します。去る2月25日、事務局の案内で中林委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の槇島町 の利用状況ですが、畑としてブロッコリーや白菜等が</p>

	<p>作付されておりました。</p> <p>番号2の槇島町の利用状況ですが、畑としてブロッコリーやキャベツ、サニーレタス等が作付されておりました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第2号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>引き続きまして、専決処分の報告について、事務局より報告願います。</p>
局 長	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」1件のご説明を申し上げます。</p> <p>【第1号報告、1番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1につきましては、顛末書によりますと、昭和41年9月15日に亡き祖父が農地法を知らずに建物を建築し、当該地を住宅敷地として、今日まで使用されてきたとのことでございます。</p> <p>本件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p> <p>なしの声</p>
議 長	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件はすべて終了いたしました。</p>

(午後2時15分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____